

プール学院大学大学院国際文化学研究科履修規程

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学大学院学則第19条第1項の規定に基づき、プール学院大学大学院国際文化学研究科（以下「本研究科」という。）において開設する授業科目の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教育課程の編成)

第2条 本研究科の教育課程は、共通科目、専攻科目、実践科目及び修士論文指導の区分による授業科目により編成される、これらを2年間に配当する。

(修了に必要な修得単位数)

第3条 本研究科を修了するために必要な授業科目の修得単位数は別表第1のとおりとする。

(出席の義務)

第4条 履修を許可された授業には、特に妥当と認められる理由がない限り、出席しなければならない。

(重複履修)

第5条 同一時間に開講されている二つ以上の授業科目を同時に履修することはできない。

(履修方法)

第6条 共通科目4単位を必修とする。

2. 学生は専攻科目の中から、主専攻を中心に12単位以上履修する。
3. 実践科目については、4単位を必修とし、8単位まで履修できるものとする。そのうち、異文化間協働に関するサービス・ラーニング2単位を必修とする。

第7条 論文指導特演は専攻科目担当教員の指導のもとで2年間受講し、修士論文を提出し最終試験に合格することにより8単位の履修を認める。

(開設授業科目)

第8条 当該年度に開設する授業科目は、原則として学年始めに公示するものとする。

- 2 設置授業科目の中には学期により開講されないものがある。

(履修登録)

第9条 学生は、当該学期に履修するすべての授業科目について、所定の期間内に、申請登録するものとする。

第10条 2014年3月31日以前の入学者の、授業科目区分、必要修得単位数等については、従前のとおりとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は大学院国際文化学研究科委員会の議を経て、学長が行うものとする。

附 則

この規程は、2000（平成12）年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2006（平成18）年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2007（平成19）年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2008（平成20）年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2010（平成22）年4月1日より施行する。

附則

この規程は、2014（平成26）年4月1日より施行する。

別表第1

授業科目の区分		内 容	単 位	合 計
共通科目		異文化間協働の原理的な理論と概要、実践理論について理解を深める。	必修	4
専 攻 科 目	国際協働	国際協働の原理的な理論と実践理論を扱う。国際開発、国際協働の組織及び経営、教育・文化での国際協働、国際福祉社会やボランティア活動、地域経済政策についての科目をおく。	主専攻を中心に 12単位以上を 選択必修	12
	異文化間関係	異文化間の接触・交流によって生じる現象を、異文化間理解、異文化間コミュニケーション、多文化社会、異文化間教育にわたって文化人類学、心理学、社会学、教育学等のアプローチをもって扱う科目をおく。		
	地域文化研究	欧米、アジアについて理解を深めることを目的とし、東アジア（韓国、中国）南アジア、アメリカ、ヨーロッパ、日本文化についての科目をおく。また、環境・情報・科学技術・市民社会についての科目をおく。		
実践科目		異文化間協働(サービス・ラーニング1,2)、異文化間関係(フィールドワークA1, A2)、地域文化研究（欧米(フィールドワークB1, B2)、アジア(フィールドワークC1, C2)) について、国内外で行う。	4単位必修 そのうち サービス・ラーニング1 2単位必修	4～8
修士論文		二年間にわたり指導教員の下で受講し、論文を作成する。	必修	8
			合 計	32